



2019年1月23日

「認知症保険」取り扱いのお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、このたび、認知症保険の取り扱いを開始しますので、下記のとおりご案内いたします。

本商品は、主契約は骨折治療保険ですが、軽度認知障害や認知症と診断されると一時金をお受け取りになれるほか、災害により死亡された際には、災害死亡給付金をお受け取りになります。

また、3つの特約（介護一時金特約、介護年金特約、保険料免除特約）も用意されており、お客様のニーズに合った商品となっております。

当行は、今後とも、取扱商品の充実を図り、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 取扱開始日
2019年1月28日（月）
 2. 取扱商品・引受保険会社
「笑顔をまもる認知症保険」・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株)
※詳細は販売用資料をご覧ください。
 3. 主な特徴
 - (1) 軽度認知障害、認知症と診断されると、一時金をお受け取りになります。
 - (2) 災害により死亡された場合は、災害死亡給付金をお受け取りになります。
 - (3) 3つの特約（介護一時金特約・介護年金特約・保険料免除特約）を付加できます。
- 以上

商品名称

限定告知認知症一時金特約付
無配当 払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険

Linkx
リンククロス

笑顔をももる 認知症保険

主契約の
責任開始日

▼限定告知認知症一時金特約の責任開始日(181日目)

180日*

基準
一時
金額

軽度認知障害一時金・認知症一時金
(限定告知認知症一時金特約)

骨折治療給付金

災害死亡給付金

保険期間(終身)

保険料払込期間(終身)

ご契約

(保険料払込期間は短期払・終身払から選べます。)

一生
生涯
保障

*限定告知認知症一時金特約の責任開始日は、主契約の責任開始日からその日を含めて181日目となります。

商品の特徴

- 限定告知認知症一時金特約により、認知症への備えを確保できます。
- 骨折治療や不慮の事故・所定の感染症による万一の保障を確保できます。
- 簡単な告知項目にお答えいただくだけで、お申込みいただけます。
- 特約を付加することにより介護の保障をつけることもできます(特約の付加には追加の告知が必要です)。
- 特約を付加することにより、三大疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みを免除にすることもできます(特約の付加には追加の告知が必要です)。

*三大疾病は、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中をいいます。

商品の概要

主な保障内容

■ 限定告知認知症一時金特約

軽度認知障害一時金 初めて軽度認知障害と医師により診断確定されたとき

お支払額 基準一時金額の5%

認知症一時金 初めて認知症と医師により診断確定されたとき

お支払額 基準一時金額

▶ 軽度認知障害一時金の支払後は、基準一時金額から軽度認知障害一時金の支払額を差し引いた金額を認知症一時金としてお受取りいただけます。

▶ 軽度認知障害一時金・認知症一時金のお支払いはそれぞれ1回限りです。

■ 払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険

骨折治療給付金 骨折をしたと医師により診断され、その骨折に対して初めて治療を受けたとき

お支払額 主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)

▶ お支払限度:支払回数を通算して10回

災害死亡給付金 不慮の事故または所定の感染症により亡くなられたとき

お支払額 主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)の10倍

保険期間 終身

解約返戻金 ありません(詳細は裏面をご覧ください。)

配当金 ありません

| | |
|--------------------|--|
| 主な取扱規定 | *ご契約条件によってお取扱いが異なる場合があります。 |
| 契約年齢範囲 | 20歳～80歳 |
| 骨折治療給付金額の範囲 | 5万円・10万円 |
| 付加可能な特約 | <ul style="list-style-type: none"> ●限定告知介護一時金特約 ●限定告知介護年金特約 ●限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 ▶この商品には以下の特約があらかじめセットされています。 ●限定告知認知症一時金特約 ▶この商品にお申込みの際、以下の特約の付加が必要です。 ●指定代理請求特約 |

特記事項

保険料について

この保険は、健康に不安がある方でも簡単な告知でお申込みいただけるよう設計された商品です。このため、保険料は割増しされています。

認知症に対する保障について

- 「認知症および軽度認知障害」の保障は、「限定告知認知症一時金特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後」に開始されます。
- 限定告知認知症一時金特約の保障の開始前に認知症または軽度認知障害と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

解約返戻金について

保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)の2倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。

※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、解約返戻金はありません。

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- この資料は、商品の概要明示資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。詳細につきましては、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
Tel: 03-6742-3111 (代表)
〈公式ウェブサイト〉 <http://www.himawari-life.co.jp>

〈募集代理店〉

株式会社筑波銀行
〒305-0032 茨城県つくば市竹園1丁目7番
TEL: 029(859)8111 (大代表)

〈提携代理店〉

関友商事株式会社
〒300-0813 茨城県土浦市富士崎1丁目1番9号